

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	MIC エビセクト水和剤
会社名	三井化学アグロ株式会社
住所	東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
担当部門	安全環境・品質保証部
電話番号	03-5290-2860
FAX 番号	03-3231-1187
整理番号	AGA09249Ja_05
推奨用途及び使用上の制限	農薬（殺虫剤）

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

【物理化学的危険性】

爆発物	[分類対象外]	自然発火性液体	[分類対象外]
可燃性/引火性ガス	[分類対象外]	自然発火性固体	[分類できない]
エアゾール	[分類対象外]	自己発熱性化学品	[分類できない]
支燃性/酸化性ガス	[分類対象外]	水反応可燃性化学品	[区分外]
高压ガス	[分類対象外]	酸化性液体	[分類対象外]
引火性液体	[分類対象外]	酸化性固体	[分類対象外]
可燃性固体	[分類できない]	有機過酸化物	[分類対象外]
自己反応性化学品	[分類対象外]	金属腐食性物質	[分類できない]

【健康に対する有害性】

急性毒性(経口)	[区分 4]	皮膚感作性	[区分外]
急性毒性(経皮)	[区分外]	生殖細胞変異原性	[分類できない]
急性毒性(吸入:ガス)	[分類対象外]	発がん性	[区分 1]
急性毒性(吸入:蒸気)	[分類できない]	生殖毒性	[分類できない]
急性毒性(吸入:粉じん)	[区分 4]	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	
急性毒性(吸入:ミスト)	[分類対象外]	(神経系)	[区分 1]
皮膚腐食性/皮膚刺激性	[区分外]	(呼吸器系)	[区分 2]
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		特定標的臓器毒性(反復ばく露)	
	[分類できない]	(神経系, 呼吸器系, 腎臓)	[区分 2]
呼吸器感作性	[分類できない]	吸引力呼吸器有害性	[分類できない]

【環境に対する有害性】

水生環境有害性(急性)	[区分 1]	オゾン層への有害性	[分類できない]
水生環境有害性(長期間)	[区分 1]		

GHS ラベル要素

【絵表示又はシンボル】



危険

【注意喚起語】

【危険有害性情報】

- ・ 飲み込むと有害
- ・ 吸入すると有害
- ・ 発がんのおそれ
- ・ 神経系の障害
- ・ 呼吸器系の障害のおそれ
- ・ 長期にわたる, 又は反復ばく露による神経系, 呼吸器系, 腎臓の障害のおそれ
- ・ 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

【GHS 分類に該当しない他の危険有害性情報】

- ・ 医薬用外劇物
- ・ 蚕に強い毒性がある.
- ・ ミツバチに対して影響がある.

【注意書き】

[安全対策]

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること.
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと.
- ・ この製品を使用する時に, 飲食又は喫煙をしないこと.
- ・ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること.
- ・ 保護手袋, 保護眼鏡, 保護マスク, 保護衣, 保護面を着用すること.
- ・ 粉じんを吸入しないこと.
- ・ 取扱い後は, 手や顔等をよく洗うこと.
- ・ 必要な時以外は, 環境への放出を避けること.

[応急措置]

- ・ 飲み込んだ場合, 気分が悪い時は, 医師に連絡すること. 口をすすぐこと.
- ・ 吸入した場合, 被災者を空気の新鮮な場所に移し, 呼吸しやすい姿勢で休息させること.
- ・ 気分が悪い時及びばく露又はばく露の懸念がある場合, 医師に連絡すること.
- ・ 漏出物を回収すること.

[保管]

- ・ 施錠して保管すること.

[廃棄]

- ・ 内容物又は容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事等に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。
- ・ 使用済みの容器は、他の用途に使用しないこと。

以下の点については、GHS 分類結果より GHS ラベル要素は非該当であるが、取扱い時には注意する。

[応急措置]

- ・ 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。
- ・ 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

[保管]

- ・ 容器を密閉し、換気の良い場所に保管すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 混合物
化学名又は一般名	: 5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアンシユウ酸塩混合物
別名	: チオシクラム製剤

成分	チオシクラム	鉍物質微粉, 界面活性剤等
含有量	50.0%	50.0%
化学特性(化学式)	$C_7H_{13}NO_4S_3$	-
官報公示整理番号		
化審法	-	-
安衛法	8-(6)-85	-
CAS 番号	31895-22-4	-

4. 応急措置

吸入した場合	: 被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師に連絡する。
皮膚に付着した場合	: 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐ。 付着した製品を拭い取り、水又は微温湯で洗い流す。 外観に変化が見られたり痛みが続く場合には、医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	: 直ちに清浄な水で洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。 コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。 直ちに眼科医の手当てを受ける。

- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、直ちに医師の手当てを受ける。
無理に吐き出させない。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
毛布等で保温して安静に保つ。
- 応急措置をする者の保護 : 救助者は有害物質に触れないよう、手袋やゴーグル、マスク等の保護具を着用する。
-

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 二酸化炭素, 泡, 粉末, 水, 砂
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。
危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
容器, 周囲の設備等に散水して冷却する。
消火活動は、可能な限り風上から行う。
- 消火を行う者の保護 : 適切な保護具(手袋, 眼鏡, マスク等)を着用する。
-

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置 : 漏出した場所の周辺にロープを張る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業の際は、必ず適切な保護具を着用し、漏出物との接触及び粉じんの吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
- 除去方法 : 漏出したものをすくいとり、又は掃き集めて密閉できる容器に回収する。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
危険なくできる時は、漏出源を遮断し、漏れを止める。
-

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 換気の良い場所で取り扱う。
屋内で取り扱う場合は、「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気, 全体換気を行う。
吸入や皮膚への接触を防ぎ、眼に入らないように適切な保護具を着用する。
必要な時以外は、環境への放出を避ける。
- 安全取扱注意事項 : 容器を転倒, 落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な

	取扱いをしない。 みだりに粉じんが発生しないように取り扱う。
衛生対策	: 休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。手袋等の汚染された保護具を持ち込まない。指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。
保管	
保管条件	: 容器を密閉し、換気の良い涼しい場所に施錠して保管する。法規に規定された基準に従って保管する。
容器包装材料	: ポリエチレン袋、はり合せアルミはく袋

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 0.86 mg/m ³ (鉍物性粉じんとして)
許容濃度	
日本産業衛生学会	: 吸入性結晶質シカ 0.03 mg/m ³ キシレン 50ppm (217 mg/m ³) エチルベンゼン 50ppm (217 mg/m ³) 第1種粉じん 吸入性粉じん 0.5 mg/m ³ 総粉じん 2 mg/m ³
ACGIH	: 吸入性結晶質シカ TWA 0.025 mg/m ³ キシレン TWA 100ppm A3(<i>o</i> , <i>m</i> , <i>p</i> isomers) STEL 150ppm A4(<i>o</i> , <i>m</i> , <i>p</i> isomers) エチルベンゼン TWA 20ppm
設備対策	: 屋内で取り扱う場合には、全体換気装置を設置する。 密閉された装置、機器又は局所排気装置等を使用しなければ取り扱ってはならない。 取り扱う場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
保護具	
呼吸用保護具	: 農業用マスク
手の保護具	: 保護手袋
眼の保護具	: 保護眼鏡、ゴーグル
皮膚及び身体の保護具	: 保護帽子、保護服、保護長靴等

9. 物理的及び化学的性質

外観	
物理的状态/形状	: 固体 (粉末)
色	: 類白色
臭い	: 知見なし

〈チオシクロム〉 硫黄様臭気

pH	: 2.2
引火点	: 知見なし
見掛け比重	: 0.23
溶解性	: 水に水和分散する

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	: 通常の保管条件下で安定.
避けるべき条件	: 知見なし
混触危険物質	: アルカリ
危険有害な分解生成物	: 燃焼時, 有害ガス(窒素酸化物, 硫黄化合物)を発生する.

11. 有害性情報

急性毒性

経口	: ラット(雄) LD ₅₀ 1,005 mg/kg ラット(雌) LD ₅₀ 696 mg/kg [区分 4]
経皮	: ラット LD ₅₀ >2,000 mg/kg [区分外]
吸入(ガス)	: GHS の定義による固体であるため, 分類対象外とした.
吸入(蒸気)	: 知見なし [分類できない]
吸入(粉じん)	: チオシクロムのラット LC ₅₀ 1.02 mg/L に基づき, 混合物の急性毒性推定値が 1.28 mg/L となることから, 区分 4 とした. ただし, 製品の 25%は急性毒性値が未知の成分からなる.
吸入(ミスト)	: GHS の定義による固体であるため, 分類対象外とした.
皮膚腐食性/皮膚刺激性	: ウサギ 中等度の刺激性 [区分外] 紅斑, 浮腫 7 日後までに消失
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギ 中等度の刺激性 角膜混濁, 虹彩炎, 結膜発赤及び浮腫 試験期間中に検体が死亡したため分類できない.
呼吸器感作性	: 知見なし [分類できない]
皮膚感作性	: モルモットを用いた Buehler 試験において, 陽性率が 10%であったことから, 区分外とした.
生殖細胞変異原性	: 知見なし [分類できない]
発がん性	: 区分 1A の結晶質シリカを10%未満含むため, 区分 1 とした.
生殖毒性	: 知見なし [分類できない]
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 1(神経系)のチオシクロムを50%, 区分 1(呼吸器系)の結晶質シリカを 10%未満含むため, 区分 1(神経系), 区分 2(呼吸器系)とした.

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

: 区分1(肺)の鉱物性物質を10%未満, 区分1(呼吸器系, 腎臓)の結晶質シリカを10%未満, 区分2(神経系)のチオシクロラムを50%含むため, 区分2(神経系, 呼吸器系, 腎臓)とした。

吸引性呼吸器有害性 : 知見なし [分類できない]

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性) : オオジシロ EC₅₀(48H) 0.014 mg/L に基づき, 区分1とした。

水生環境有害性(長期間) : 区分1であるチオシクロラムの成分濃度が25%以上であることから, 区分1とした。

オゾン層への有害性 : 知見なし [分類できない]

生態毒性

魚類 : コイ LC₅₀(96H) 1.2 mg/L

甲殻類 : ミジシロ EC₅₀(48H) 0.014 mg/L

藻類 : 緑藻 ErC₅₀(0-72H) 2.4 mg/L

〈チオシクロラム〉

甲殻類 : ミジシロ EC₅₀(48H) 0.02 mg/L

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し, 関係法令を遵守して適正に処理する。

廃棄処理を委託する場合, 処理業者等に危険性, 有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は, 内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物業者に処理を委託する。

使用済みの容器は, 他の用途に使用しない。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 : 9

国連番号 : UN3077

国連輸送品名 : 環境有害性物質, 固体, n.o.s. (チオシクロラム混合物)

容器等級 : III

海洋汚染物質 : 該当

国内規制

陸上輸送 : 道路法, 毒劇法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

- 航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。
- 輸送の特定の安全対策及び条件
- : 輸送前に容器の破損, 腐食, 漏れ等がないことを確認する。
 - 転倒, 落下, 破損がないように積み込み, 荷崩れの防止を確実に
行う。
 - 車両, 船舶には保護具(手袋, 眼鏡, マスク等)を備える他, 緊急
時の処理に必要な消火器, 工具等を備えておく。
 - 移送時にイエローカードの保持が必要。
 - 該当法令に従い, 包装, 表示, 輸送を行う。
- 緊急時応急措置指針番号 : 171(低, 中程度の危険性物質)
-

15. 適用法令

- 消防法 : 非危険物
- 毒物及び劇物取締法 : 第 2 条別表第 2 劇物
(5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン, その塩類及びこれらのいずれか
を含有する製剤. ただし, 5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアンとして 3%
以下を含有するものを除く.)
- 労働安全衛生法 : 第 57 条 施行令第 18 条
名称等を表示すべき危険物及び有害物
(結晶質シリカ 10%未満)(エチルベンゼン 10%未満)(キシレン 10%未満)
第 57 条の 2 施行令第 18 条の 2 別表第 9
名称等を通知すべき危険物及び有害物
(結晶質シリカ 10%未満)(エチルベンゼン 10%未満)(キシレン 10%未満)
特定化学物質障害予防規則
第 2 条第 1 項 特定化学物質第 2 類物質
(特別有機溶剤等(エチルベンゼン))
第 38 条 3 特定化学物質特別管理物質
(エチルベンゼン)
- 化学物質排出把握管理促進法 : 第 2 条第 2 項 施行令第 1 条別表第 1
第 1 種指定化学物質
(5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン 別名:チオンクラム 50%)
(エチルベンゼン 0.59-1.8%)(キシレン 1.2-2.3%)
- 化審法 : 第 2 条第 5 項優先評価化学物質
(エチルベンゼン)(キシレン)(2-イソブトキシエタノール)
- 農薬取締法 : 登録番号第 22551 号
-

16. その他の情報

引用文献

- ・ 自社データ
- ・ 原材料の安全データシート

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意して下さい。

また、含有量、物理的及び化学的性質、危険・有害性などの記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

なお、注意事項等については通常の手配を対象にしたものですので、特別な手配をする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。